

高収益作物次期作支援交付金

※現時点での内容であり、今後変更になる可能性があります

スケジュール

- 第1回公募(事業実施主体のみ)：令和2年5月20日(水)～6月2日(火)
- 第2回公募予定：令和2年6月中旬
- 第3回公募予定：令和2年7月中旬
- 第4回以降：随時

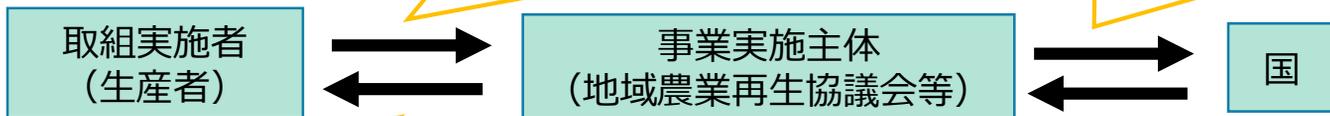
※複数回の公募がありますので、第2回公募に間に合わなくても、第3回以降の公募で申請が可能です。

事業の流れ

- ◆ 地域で組織される事業実施主体が事業の窓口となり、国への申請や生産者の取組等の取りまとめや交付金の交付等を行います。

取組実施者(生産者)は、地域の事業実施主体に対し、**取組計画書等**を提出

事業実施主体は、事業実施計画書等を作成し、**九州農政局長**に申請



取組実施が確認された場合は、国から交付された交付金を、**取組実施者に交付**

事業実施主体

取組実施者(生産者) 3戸以上でありこと

- ◆ 都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会
- ◆ 農業協同組合連合会、農業協同組合
- ◆ 農業者の組織する団体 等

取組実施者(生産者)の交付要件(令和2年4月末現在)

- ◆ 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者
- ◆ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者

問い合わせ先

九州農政局 生産部 園芸特産課

☎096-300-6253